

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

令和7年9月17日（水）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和7年9月17日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社ジェダイト
- (2) 代表者 代表社員 水口 知香
- (3) 所在地 大阪府枚方市星丘四丁目3番25号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 クォーツ
- (2) 所在地 茨木市新和町18番2号 新和ハイツ202号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
・ 令和6年7月1日 居宅介護（障害者総合支援法）

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 居宅介護の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和7年9月30日

4 行政処分を行う理由

ア 人員基準違反

令和6年7月1日から令和7年4月末日まで、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する員数を配置していなかった。

イ 不正の手段による指定

令和6年5月9日付で本市に対して、事業所の名称をクォーツとし、指定申請をする事業を居宅介護とし、令和6年7月1日を事業開始予定年月日とする法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業指定申請書を提出した。しかし、事業者は、指定申請時点において、勤務の予定のない者を本件申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、不正の手段による指定を受けた。

福祉部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809 (ダイヤル)